

第三期特定健康診査等実施計画

日本製紙健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 09 月 20 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方			
No.1	【医療費分析】 総医療費は加入者の減少に伴い減少傾向ではあるが、1人当たり医療費は横ばいの状況である	➡	加入者へ広く情報提供を実施し、加入者自ら健康へ向かう行動がとれるよう促す
No.2	【がん医療費】 大腸がん及び乳がんの医療費が高い	➡	がんへの対策としては、検診による早期発見・治療がまずは必要である 現在実施しているがん検診への案内を継続するとともに、要精密検査・再検査となった人を把握し、確実に検査を頂くよう勧奨することも検討する
No.3	【歯科医療費】 歯科総医療費は減少傾向にある。このまま継続的に減らしたい	➡	歯科リテラシー向上に努め、治療（虫歯や歯周病の治療）にかかる医療費の割合を下げ、管理（歯石の除去やフッ素の塗布）を加入者自ら実施するよう意識の改善を図りたい H30年度はデンタルIQチェックを実施する
No.4	【特定健康診査】 特定健診受診率は年々上昇傾向ではあるが、国の掲げる目標である90%以上に至っていない	➡	重症化予防事業の基盤となる特定健診は非常に重要な項目である。未受診者への勧奨を強化すると共に、事業主や医療機関の保有する健診結果を健保が確実に取得するよう努める また、未受診者へはアンケートにて健診を受けていない理由を調査し、調査結果に基づいた勧奨方法を検討する
No.5	【特定保健指導】 特定保健指導実施率は一桁台であるため被保険者・被扶養者の実施率をさらに向上させたい	➡	当該年度の特定保健指導対象者全員に通知を実施するとともに、実施事業所の拡大し実施率向上を図る
No.6	【リスク者分析】 血糖、血圧、脂質の各リスク者において受診勧奨レベル以上であるにもかかわらず、医療機関未受診の人が一定数存在している	➡	新規加入及び新規健診受診者におけるリスク者も含め、早急な医療機関への受診を促す 重症化予防事業を実施する
No.7	【喫煙】 ・喫煙者数は横這いではあり、2016年度は3,054名の喫煙者が存在している ・うち本人分は2,958名で、喫煙による労働生産性損失は年間約1,183百万円と推計される	➡	喫煙は周囲の環境（職場の環境）に依存するところが多い。新規加入者が環境要因によって喫煙を始めることがないよう、職場環境の整備を事業主との協働により進める
No.8	【肥満】 2年連続健診受診者に絞った場合の肥満者数がH28年度増加（+119人）。肥満継続者は3,056名である	➡	継続肥満者の行動変容を促すことは大変困難である。まずは肥満予備軍へ対策を講じ、肥満になる者を抑制する
No.9	【後発医薬品】 ・すべての代替可能医薬品を後発医薬品に置き換えた場合、8,350万円の削減見込み ・数量シェア80%（国の掲げる目標）を達成する	➡	既存の加入者及び新規の加入者に対し、継続的な情報提供を実施する H30年度からは加入者にジェネリック医薬品希望シールを配付、新規加入者においては保険証にシールを貼り付けた状態で交付する等工夫する
No.10	【前期高齢者の状況】 ・前期高齢者医療費は24.4百万円で医療費全体の6.1%を占める ・2016年度において前期高齢者割合は2.1%、40歳以上の割合は46.2%でありいずれも他組合と比較すると高い	➡	納付金により健保の財政に大きな影響を及ぼす64歳以上の加入者への訪問指導を実施する また、前期高齢者になる前の年代への情報提供等も検討する
No.11	【女性の医療費】 ・レセプト発生者1人あたり医療費は、男性より女性のほうが多い ・女性に特徴的な疾患のうち、医療費に占める割合をみると早産のリスクとなる傷病などで入院医療費が高く、乳がん、その他・尿路系、子宮筋腫で外来医療費が高い	➡	乳がんを含む主婦健診への勧奨を強化し、早期発見・治療につながるよう促す
No.12	【事業所ごとの状況】 各事業所ごとの健診結果の分析を実施し、リスク者の状況が事業所ごとの特徴があることが見て取れる	➡	各事業所に分析結果を共有し、事業所の特徴にあった施策を検討する

基本的な考え方

作成した実施計画に沿って、毎年、計画的かつ着実に特定検診・特定保健指導を実施することを目標とします。その為には、毎年度の目標値に対する達成度を把握すること、また事業主との緊密な連携・協力体制を構築し、特定検診・特手保健指導を円滑に実施していき、特定保健指導対象者を減少させていくことが重要と考えます。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健康診査

対応する
健康課題番号

No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

生活習慣病重症化予防							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	健診受診率	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	現況確認	70 %	70 %	100 %	100 %	100 %	100 %
回収率		0 %	60 %	70 %	80 %	90 %	100 %

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を実施・各事業所が保有している健診結果の回収	・40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を実施・実施率の低い事業所へ現況確認をする・各事業所が保有している健診結果の回収	・40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を実施・実施率の低い事業所へ現況確認をする・各事業所が保有している健診結果の回収
H33年度	H34年度	H35年度
・40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を実施・実施率の低い事業所へ現況確認・各事業所が保有している健診結果の回収	・40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を実施・実施率の低い事業所へ現況確認・各事業所が保有している健診結果の回収	・40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を実施・実施率の低い事業所へ現況確認・各事業所が保有している健診結果の回収

2 事業名 被扶養者への特定健康診査受診勧奨

対応する
健康課題番号

No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

生活習慣病重症化予防							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	受診率	30 %	34 %	38 %	42 %	46 %	50 %
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	事業進捗	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・健診受診状況アンケートの実施・64歳以上の被扶養者に事業所より特定健診受診券の配布	・健診受診状況アンケートの実施・2年連続健診未受診者への受診勧奨・64歳以上の被扶養者に事業所より特定健診受診券の配布	・健診受診状況アンケートの実施・2年連続健診未受診者への受診勧奨・64歳以上の被扶養者に事業所より特定健診受診券の配布
H33年度	H34年度	H35年度
・健診受診状況アンケートの実施・2年連続健診未受診者への受診勧奨・64歳以上の被扶養者に事業所より特定健診受診券の配布	・健診受診状況アンケートの実施・2年連続健診未受診者への受診勧奨・64歳以上の被扶養者に事業所より特定健診受診券の配布	・健診受診状況アンケートの実施・2年連続健診未受診者への受診勧奨・64歳以上の被扶養者に事業所より特定健診受診券の配布

3 事業名 特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.5, No.7, No.8



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

生活習慣病重症化予防							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	実施率	5.5 %	9.8 %	14.1 %	18.4 %	22.7 %	27 %
	初回面談実施率	80 %	82 %	84 %	86 %	88 %	90 %
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
前年度からの増加数		1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
実施率		100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
・2回目以上の対象者での保健指導実施・本社以外の事業所での保健指導の実施（保健指導実施事業所を増やす）	・2回目以上の対象者での保健指導実施・本社以外の事業所での保健指導の実施（保健指導実施事業所を増やす）	・2回目以上の対象者での保健指導実施・本社以外の事業所での保健指導の実施（保健指導実施事業所を増やす）
H33年度	H34年度	H35年度
・2回目以上の対象者での保健指導実施・本社以外の事業所での保健指導の実施（保健指導実施事業所を増やす）	・2回目以上の対象者での保健指導実施・本社以外の事業所での保健指導の実施（保健指導実施事業所を増やす）	・2回目以上の対象者での保健指導実施・本社以外の事業所での保健指導の実施（保健指導実施事業所を増やす）

特定健康診査・特定保健指導								
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	8,340 / 12,830 = 65.0 %	8,890 / 12,700 = 70.0 %	9,428 / 12,570 = 75.0 %	10,000 / 12,500 = 80.0 %	10,625 / 12,500 = 85.0 %	11,250 / 12,500 = 90.0 %
		被保険者	6,518 / 8,690 = 75.0 %	6,990 / 8,600 = 81.3 %	7,428 / 8,520 = 87.2 %	7,900 / 8,500 = 92.9 %	8,000 / 8,500 = 94.1 %	8,100 / 8,500 = 95.3 %
		被扶養者 ※3	1,822 / 4,140 = 44.0 %	1,900 / 4,100 = 46.3 %	2,000 / 4,050 = 49.4 %	2,100 / 4,000 = 52.5 %	2,625 / 4,000 = 65.6 %	3,150 / 4,000 = 78.8 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	106 / 1,918 = 5.5 %	204 / 2,045 = 10.0 %	282 / 2,168 = 13.0 %	368 / 2,300 = 16.0 %	465 / 2,444 = 19.0 %	569 / 2,588 = 22.0 %
		動機付け支援	37 / 667 = 5.5 %	71 / 711 = 10.0 %	98 / 754 = 13.0 %	128 / 800 = 16.0 %	162 / 850 = 19.1 %	198 / 900 = 22.0 %
		積極的支援	69 / 1,251 = 5.5 %	133 / 1,334 = 10.0 %	184 / 1,414 = 13.0 %	240 / 1,500 = 16.0 %	303 / 1,594 = 19.0 %	371 / 1,688 = 22.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護	
日本製紙健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。 (1)法令の定めに基づく場合 (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合 (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合 (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 4 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報の適切な管理に努めます。 5 当健康保険組合の業務委託する場合には、より個人情報の保護に配慮したものと見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。 6 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。	

特定健康診査等実施計画の公表・周知
当健保のホームページ及び機関紙にて公表・周知を実施している。

その他
-